

除外要件整理票

番 号	①				
土地の概要	所在地	①丹波篠山市味間奥字高仙坊ノ坪818番1、②同819番、③同820番1、④味間奥字瀧ノ音ノ坪886番1		面積	①584㎡②733㎡ ③525㎡④943㎡ 合計：2,785㎡
	公簿地目	畑		現況地目	畑
	所有者の住所	兵庫県西宮市 他		所有者の氏名	A 他3名
	効率的かつ安定的な農業経営を営む者(担い手)の利用集積該当	該当有り 該当無し	利用集積の該当面積	-	
	土地改良事業実施状況	丹南町農村総合整備（市町村型） （平成10年3月27日工事完了）		担い手以外の権利設定関係	該当無し
事業者	住 所	大阪市			
	氏 名	B	職 業	総合医療品メーカー	
	土地所有者との関係	-			
事業概要	施設等の概要	既存工場及び駐車場の拡張			
	実施する理由	事業計画者は、昭和35年設立、本社は大阪市。現在丹波篠山市内に工場2か所と配送センターを配置。コロナ禍以降、感染症対策への需要が続き、篠山味間工場で製造する消毒液、医療用ゼリー、洗剤等の需要が高く推移しているため、味間工場を拡張する。また、本年県道西脇篠山線開通により、大幅に流通事情が改善したため、製品倉庫を設置し配送の体制強化と効率化を図る。施設整備にあわせて雇用者も増加する見込みのため、駐車場の整備も実施する。			
	実施する時期	令和6年9月			
○農用地区域からの法定除外要件（農振法第13条第2項）農振除外の5要件					
要件		照 合 結 果			
1号 (代替性、具体性)		<ul style="list-style-type: none"> ・別添資料のとおり具体的な転用計画があり、必要かつ緊急性が認められる。 ・申請地以外の用地選定も実施した結果、当該用地での実施はやむなしと認められる（別添の用地選定調書参照）。 			
2号 (農業への影響)		<ul style="list-style-type: none"> ・申請農用地の818番1から820番1の団地は、東側が市道・既存の工場敷地、北側が県道と2辺が農振農用地外の土地に接しているため、一団の農用地区域の縁辺部である。地形的連続性や農作業の連続性を損なうものではなく、効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすものではないと認められる。 			
3号 (農用地利用集積への影響)		<ul style="list-style-type: none"> ・利用権は設定されておらず、利用集積への影響はない。 			
4号 (土地改良施設への影響)		<ul style="list-style-type: none"> ・申請する4筆の周囲に用水・排水路は敷設されていないため、土地改良施設への影響は認められない。 			
5号 (ほ場整備完了後8年以上経過)		<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年3月27日 丹南町農村総合整備（市町村型）工事完了。ほ場整備後、8年以上経過している。 			
市町の総合判断					
上記の1～5号要件を全て満たしており、除外はやむを得ないものと思われる。					